

第27回公共料金等専門調査会 におけるヒアリングについて

北九州市消費者団体連絡会
事務局長 原田健二郎

九州(福岡)地方における電力小売自由化の現状

▶ 九州電力管内におけるスイッチングの状況

2016年12月末の状況(データ提供:九州電力)

スイッチング件数 : 14.6万件(約1.8%)

九電「新料金プラン」への移行件数 : 13.2万件

▶ 九州電力以外の新電力の選択肢

約20社(エネチェンジHPより)

・主な新電力: Loopでんき・auでんき・HTBエナジー・西部ガス・丸紅新電力・
じぶん電気・@ニフティでんき・イーレックス・J:COM電力 など

※北九州市などが出資する「株式会社北九州パワー」に対して、市民からは「北九州市も電力小売をしてほしい」という声もでていますが、対象は「法人かつ高圧受電」のみであり、一般消費者は契約できない。

九州（福岡）地方での消費者の声

- ▶ 2016年3月、北九州市消団連では消費者からの「電力自由化ってなに？」「今の契約はどう変わるの？」という声を受けて、九州電力北九州支社の協力で「電力の小売全面自由化と九電の新料金メニュー説明会」を開催。
- ▶ 参加者の声
 - ・電力システム改革の目的達成にはある程度時間がかかると考える。九州ではスイッチング件数も少ないと言われているが、競争が起きにくいのは、もともと九州電力の料金設定が低いためと考えている。
 - ・電力会社を選べるようになると、競争もあり、より安い電力を選べるようになることは、とても良いことだと思います。
 - ・一人暮らしなので使用量も少なく、今まで通りでいいかなと思います。東京の方に住む子ども達の家にも連絡してみようと思います。
 - ・九電さんの全体像は理解できました。私は九電さん（地元企業）を利用させていただきたいと思います。
 - ・ようやくという感じ。やはり「独占」は良くない。それらしいサービスもなかったし。
 - ・自由化には今のところ賛成しているが、たくさんの小売電気事業者がいて迷う。数年経っても燃料が高くなったりしたら、たくさんの事業者が撤退してしまわないか。そうなったら、主要電力会社だけが残ると思う。その時、電気料金が今以上に（2倍とか）高くなったりしないだろうか。

九州（福岡）地方での消費者の声

- ▶ 約1年経過した現在の状況としては、スイッチング件数(約1.8%)でもわかるように、新電力に移行した人は圧倒的に少ない。
- ▶ 移行しない理由として消費者から聞かれる主な声は…
 - ・今の使用量だと、どこを選んでもほとんど安くない。
 - ・口座引き落としなど、手続きすること自体が面倒だと感じている。
 - ・思っていたほど安くないことがわかったので、今のままで良いと思う。
 - ・もっと良いサービスが出てくるのを期待して、今はまだ様子を見ている。
- ▶ このような声がある反面、話題に上がること自体が減ってきていると感じる。
- ▶ 電気料金とセットのメニュー(見守りや家事代行サービスなど)には興味があるという声は聞くが、実際に利用している声を聞くことはほとんど無い。
- ▶ 九州電力によれば、CMの効果もあるのか「auでんき」に切り替える消費者が多いとのこと。その反対に、新電力から九州電力へ戻ってくる件数も最近は多いという。
- ▶ また、九州電力への問い合わせの傾向として、次のような声が多いとのこと
 - ・色々と新電力の情報はあふれているが、結局、自分にとってどれが合っているのかわからない。
 - ・九電は新電力のように、セット割引など、もっとお得な料金プランを始めないのか。
 - ・新電力が安さをPRするCMをよく目にするが、安いだけで良いわけではない。信頼できる九電と契約を継続したい。・・・など。

電力小売自由化の現状に対しての意見

▶ 現状の問題点

新電力の情報(料金メニュー等)に接する機会・場がほとんど無い。

消費者はどこに聞けば良いのか、どこに行けば良いのかすら分からない。

九州電力や新電力の情報がインターネットでの提供に偏りすぎている。

全ての消費者がネット上の情報を得ることができるとは限らない。ネット上での情報提供は、消費者にとって決して公平なものではない。

新料金メニューの多くは、電力使用量が多い場合のみ安くなる傾向にある。

努力して節電している家庭などでは、省エネの推進に対して矛盾するような料金体系に疑問を持っている。

- ▶ これらのことから、地方の消費者にとって「選択の機会」と「必要な情報」が確保される権利が守られているとは考えにくい。
- ▶ 自由化による競争は、地方の消費者にまで届きにくい形ですすんでいるのではないか。
- ▶ 地方消費者団体としては、事業者や消費生活センター等と連携・情報共有することで、幅広い消費者に対して情報提供や啓発・学習の場を提供したいと考えています。制度的な設計も検討していただきたい。
- ▶ また現在は託送料金に対する声も多く出ており、北九州市消団連として「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」に対する意見を提出。
(別紙参照)

北九州市における都市ガス小売自由化の現状

- ▶ 現在、北九州市内の都市ガス供給事業者は西部ガスのみ。
- ▶ 北九州市内での都市ガス供給戸数は約29万戸(北九州市の世帯数は約42万世帯なので、都市ガス利用世帯は約70%)
- ▶ 自由化後は九州電力が都市ガス小売に参入を表明。
- ▶ 現時点では九州電力以外からの参入は無く、消費者からは適正な競争が行なわれるのか不安視する声も出ている。
- ▶ 北九州市消団連として、西部ガスを小売料金規制対象から外すことに反対する「指定旧供給区域等の指定」に対する意見書を提出。(別紙参照)



北九州市における都市ガス小売自由化の現状

- ▶ 都市ガス自由化後の新規参入事業者が九州電力のみという状況もあり、消費者の選択肢としてはLPガスも対象になってくる。
- ▶ そのLPガスも価格や契約内容等については不透明なところが多くあり、LPガス事業者に対して消費者の不満の声は多く聞かれる。

LPガスについての主な声

- ・ LPガスが自由料金であることを知らなかった。
- ・ 小規模導管供給エリアに住んでいるので、安い販売店を選べない。
- ・ 電気料金と同じように、明細書に内訳（基本料金・従量金額等）を記載してほしい。
- ・ 向かいに住んでいる家庭とLPガス料金がまったく違うことに驚いた。
- ・ 料金を下げるためには、事業者と交渉すればよいと聞かされた。
- ・ 都市ガス自由化に向けた学習会を開催してほしい。
- ・ 都市ガスが来てないので、都市ガス自由化には興味がない。

都市ガス小売自由化に対しての意見

- ▶ LPガスについては、消費者の要求を受けて提案された新たな法改正と取引適正化指針案に対して賛成する立場から意見書を提出。(別紙参照)
- ▶ しかし、昨年同時期の電力小売自由化のときほど、消費者は都市ガス自由化に対して関心を持っていない。認知度や話題性はまったく低い状況。
- ▶ 認知度が高まらない(消費者の目が向かない)状況のまま自由化されることには不安が残る。
- ▶ 早急にLPガスも含めた適正な競争環境を整えると同時に、消費者に周知される施策を求めます。

【意見提出様式】

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室 パブリックコメント担当 宛て

指定旧供給区域等の指定（本省所管分）に対する意見の募集について

[対象事業者]	西部ガス株式会社
[氏名]	北九州市消費者団体連絡会 事務局長 原田健二郎
[住所]	北九州市小倉南区志井1丁目27-1 エフコープ志井店2階
[電話番号]	093-961-2324
[FAX番号]	093-961-1022
[E-mail]	kenjiro-harada@fcoop.or.jp
[意見]	<p>北九州市消費者団体連絡会は、北九州市で生活している消費者から見た時、北九州市で営業活動を行なう西部ガス株式会社が、現時点で適正な競争環境にあるとは認められないため、当面家庭用を含むガスの小売全面自由化後も経過措置として小売料金規制を課す対象として指定するよう強く求めます。</p> <p>1. 北九州市において、西部ガス株式会社は、これまで272,800世帯に独占的に都市ガスを供給してきた事業者であり、供給区域内家庭用普及率も68.0%となっています(経済産業省「平成25年度供給区域内普及率実績(平成27年度供給計画)」)。</p> <p>2. しかし、北九州市において、ガスの小売全面自由化にあたり、家庭用都市ガス小売事業に新規参入を表明している事業者は少なく、適正な競争が起こるかどうか見通せません。都市ガス事業者間の競争が見通せない中では、料金規制を解除すべきでなく、小売料金規制を課す対象事業者として指定すべきと考えます。</p> <p>3-1. 当該会社のガス料金の市民の暮らしに与える影響はきわめて大きいといえます。市民生活への影響の大きさに鑑み、当面経過措置として小売料金規制を課す対象として指定いただくよう求めます。</p> <p>3-2. 供給区域内での都市ガス利用世帯の割合が5割を超えているような地域で、都市ガスの新規参入および適正な競争が見通せない状況の下で、地元住民にとって、実質的に他燃料への転換などできません。</p> <p>4. LPガスの競争については、STEP2で競争があると評価していますが、新築住宅における競争はあるとしても、既築住宅における競争は、当該地域において見られません。当該地域では、一般的にLPガス料金の方が高い状況を踏まえると、都市ガス事業の新規参入がない限り、経過措置料金規制を解除した後に、家庭用都市ガス料金がLPガス水準まで引</p>

き上げられる恐れを否定できません。競争を通じて料金を引き下げることが自由化の目的であるにも関わらず、「規制なき独占」の下で料金の引き上げを懸念せざるを得ません。

5. とりわけ、UR徳力団地（2327世帯）などの大規模な集合住宅においては、都市ガスからLPガスへの切り替えは物理的に不可能です。多くの集合住宅の住民にとっては、都市ガス事業の新規参入がない限り、選択権はまったくなく、料金引き上げに対抗する手段もありません。これらの集合住宅の住民のことを考慮すれば、都市ガス事業者の新規参入と適正な競争が認められるまで、料金規制を解除すべきでなく、小売料金規制を課す対象事業者として指定すべきと考えます。

6. 北九州市においては、当該会社が指定されず自由に料金値上げを行うことが可能になり、適正な競争も見通せず、実質的な選択の自由がない中で、LPガス料金の方が高い現状を踏まえるならば、自由化と同時に市内全域で値上げが行われる事態も想定されます。そうした場合には、少なくとも北九州市においては、消費者にとって「ガス自由化は、消費者利益を何らもたらさない、失敗であった」と評価せざるを得ません。そのような結果を生み出した場合、「ガス自由化とは地方切り捨ての政策」との評価となると考えます。また、多くの新規参入によって適正な競争がおこなわれていることを確認したうえで小売料金規制を解除することこそが、消費者の知る権利と選択する権利が保障されるガス小売全面自由化になると考えます。

7. 今回、経済産業省は、「適正な競争環境が確保されている」と評価して「指定しない」と判断しているわけですが、もし西部ガス株式会社が対象事業者として指定されない場合、「規制なき独占」による値上げが起きないかどうかを、どのように行政として監視するのか、監視の具体的な方法を示すべきです。その結果、値上げが起きた場合に、どのように対処されるのか、その基本方針を示すべきと考えます。また、西部ガス株式会社が対象事業者として指定されなかった場合は、事業者自らが検針票などに同封する形でそのことをすべての家庭用消費者に告知すべきと考えます。

以上

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案」等の制定に対する意見

[氏名]	北九州市消費者団体連絡会 事務局長 原田健二郎
[住所]	北九州市小倉南区志井1丁目27-1 エフコープ志井店2階
[電話番号]	093-961-2324
[FAX 番号]	093-961-1022
[E-mail]	kenjiro-harada@fcoop.or.jp
[意見]	<p>・該当箇所</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」および「液化石油ガスの小売り営業における取引適正化指針（案）」全般</p> <p>・意見内容</p> <p>今回の上記案の内容を支持します。消費者の立場から、この内容が後退することがないよう、強く要望します。</p> <p>・理由</p> <p>日本生協連および全国の消費者団体から強く要望してきた国によるLPガス小売り営業における指針（ガイドライン）が提案されたことは、画期的なことです。また、その内容についても、この間、消費者の立場から要望してきた項目を多く盛り込んでおり、高く評価できるものです。</p> <p>とりわけ、標準的な料金メニュー等の公表、液石法第14条に定める書面を交付するときの説明、料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知などを「必要とする」と表現したことは、きわめて重要であり、この表現が後退しないことを強く要望します。</p> <p>・該当箇所</p> <p>「液化石油ガスの小売り営業における取引適正化指針（案）」全般</p> <p>・意見内容</p> <p>今回の指針（ガイドライン）について、家庭用LPガス販売事業者を対象に、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。</p> <p>・理由</p> <p>家庭用LPガスの料金透明化、取引適正化を図っていくためには、国が制定した指針が実際に守られているかどうかを定期的に調査していく必要があります。そうした意味で、このたび資源エネルギー庁が、全国のLPガス販売事業者（約2万社）を対象に、標準的な料金公表の状況や今後の予定などを含むアンケート調査「平成28年度石油製品需給適正化調査・石油ガス地域販売業実態調査」を実施することは、高く評価されます。</p> <p>しかし、一回だけのアンケート調査では、長期的な状況は具体的に把握できるものではありません。まずは調査の結果を具体的に公表するとともに、定期的な指針の遵守状況のよ</p>

り具体的な調査と都度の調査項目の見直し、そして、その結果に対しての実効性ある国としての指導を強く要望します。

・ 該当箇所

「液化石油ガスの小売り営業における取引適正化指針（案）」（１）標準的な料金メニュー等の公表

・ 意見内容

標準的な料金メニューの信頼性・正確性を高め、消費者が容易に比較検討できるための価格調査（消費者モニター調査制度等）の制度化および、毎月の家庭用エネルギー料金の動向を把握し・分析し、公表すること。

・ 理由

今までごく少数のLPガス販売事業者しか料金メニューの公表が行なわれていなかった実態を考えると、今後、すべての事業者が公表ようになることは、消費者の選択する権利・知る権利がより一層保障されることとなります。しかし、その情報（料金メニュー等）の全てが消費者に正しい内容を伝えているかどうか、第三者の目が必要であり、消費者が選択する際の指標が必要となります。そのためにも、全国・地域での消費者モニター調査の実施および毎月の料金動向の把握・分析・公表を、ガソリン価格等と同様の水準で実施することが必要だと考えます。

またあわせて、電力ではエネチェンジや価格.com などがあるように、事業者間のLPガス料金を容易に比較できるようなWebサイトが設立されるよう、国としての積極的な関与と支援および情報提供を要望します。

・ 該当箇所

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」第16条（販売の方法の基準）関係

・ 意見内容

一般消費者からの「解約の申し出」と「新規契約の申し出」に関する対応・契約手続きについては、「新規契約先の事業者」に一本化することを要望します。

・ 理由

一般消費者からの「解約の申し出」と「新規契約の申し出」は、LPガス販売事業者を変更するために必要な手続きですが、現時点での供給設備を所有する事業者の撤去および、新規契約先の事業者の供給設備の設置において、一般消費者を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ます。こうした事態を避けるために、電力では、すでに新しく選んだ電力会社と契約手続きをすれば、旧電力会社に連絡する必要はないようになっていますが、同様にLPガスにおいても、契約の解除および新規契約の際は、供給設備の撤去・設置等の対応や手続き、施行については「新規契約先の事業者」が消費者に対する一本化された窓口となり、事業者間での調整を主導的に行なう制度化を要望します。

以上

電力システム改革貫徹のための政策小委員会

中間とりまとめに対する意見

[氏名]	北九州市消費者団体連絡会 事務局長 原田健二郎
[住所]	北九州市小倉南区志井1丁目27-1 エフコープ志井店2階
[電話番号]	093-961-2324
[FAX番号]	093-961-1022
[E-mail]	kenjiro-harada@fcoop.or.jp
[意見]	<p>・該当箇所 「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ」全般</p> <p>・意見内容 今回の中間とりまとめの内容（原発の事故処理・賠償費用・廃炉費用の託送料金への上乗せ）に強く反対します。</p> <p>・理由 廃炉・賠償費用額は、当初想定から青天井で増えてきており、今後もさらに増額していくことが容易に想定できます。そのような想定も確定も出来ない費用を安易に消費者へ転嫁することは理解を得られるものではありません。さらに、過去分の回収を、託送料金に上乗せして回収することなどは到底納得できるものではありません。</p> <p>廃炉費用と賠償費用は性質の違うものであり、その費用負担のありかたを一緒に論議することは、おかしいのではないのでしょうか。賠償費用を受け取る側である被災者からも徴収することになります。</p> <p>電力自由化後（2020年の規制料金撤廃後）に唯一残る公共料金（託送料金）の仕組みを使うのであれば、税制などの論議以上の透明性と公平性を確保すること。また、消費者の意見を反映させる機会の拡大と、消費者に対して徹底した情報公開を経て納得を得るべきです。</p> <p>電力自由化によって、消費者は発電源を選択することができるようになり、再生可能エネルギーを求める消費者（または原発電源を求めない消費者）の利益（選択する権利）を一定程度確保できるようになりました。しかし、現在すでに託送料金に原価算入されている使用済燃料再処理等既発電費用、電源開発促進税等でさえ消費者に十分周知されず、納得されていない状況において、さらに廃炉・賠償費用までも上乗せするような制度変更は、これらの消費者の利益を侵害するものだと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>